**その他のプラ（紫の袋）の出し方**

材質がプラスチックで、商品が入っている「容器」や商品を包んでいる「包装」が対象だよ。



☆その他プラの基本的な判断の仕方

**◎商品の付属品（商品の一部）かどうか**

例えば（ストローの袋、弁当の割りばしの袋・スプーンの袋・お手拭きの袋等）

**◎中身の商品を使って（消費して）しまったら不要になるものかどうか**

例えば（お菓子などの袋、シャンプーなどの容器等）

**◎商品の保護や固定するためのものかどうか**

例えば（商品を保護しているクッション（プチプチ）、果物等に使われるネットなどの緩衝材など）

**◎容器の栓、ふた、キャップ等**

例えば（ペットボトルのキャップ、スプレー缶のキャップなど）

**☆**出し方と注意点

●　　　　 マークのついたものだけが対象です。

●商品で売っている容器類は、その他プラに該当しません。（バケツやタッパーなど）

●ボトル類や食品トレイ（色付きのみ）などは、必ず水洗いし、汚れを取ってから出してください。

●ペットボトルなどのキャップは、透明な小袋にまとめてから、また、ラベルもはがして紫の袋へ。

**☆**入れてはいけないもの

☆森町家庭ごみ分別大事典を参照してください。

●レジ袋にまとめて入れないでください。（異物選別に手間と時間がかかります）

●危険品（ライター、プラ製ひげそりなど）は絶対入れない。（ライターは不燃、ひげそりは燃えるごみへ）

**【以下、全て燃えるごみへ】**

●汚れのついたもの。

●ラップやフリーザーバック。

●湿布薬の保護フィルム。

●コンビニ弁当の外装ラップやプラスチックのスプーン。

●プラスチック製の日用品（バケツ・カゴ・ハンガー・洗面器など）

●プラスチック製の台所用品（タッパー・カップ・ザルなど）

●プラスチック製のおもちゃやＣＤ、ＣＤケース、カセットテープなど。

●ダイレクトメールの封筒やクリーニングの袋など。

●プラマークがついていても、薬の空き容器・袋は入れない。

●サラダ油容器、マヨネーズ、ケチャップ、ワサビ等のチューブ類など、水洗いしてないものは入れない。

●医療廃棄物（注射器・インスリンポンプ・輸液の袋・連結管等）は絶対入れない。